

令和2年1月8日

市政記者クラブ 様

東区役所区政部総務課
担当：伊藤（電話 934-1110）

東区役所における文書の配付誤り及び紛失について

東区において、下記のとおり通達員による文書配付誤りがあり、その後、当該文書の紛失が判明しましたのでご報告いたします。

記

- 1 発生日
令和2年1月7日（火）
- 2 誤配の発生場所
東区東桜学区内
- 3 事実の概要
令和2年1月7日（火）午後、通達員がAさんに配付すべき「介護保険給付費支給決定通知書（以下「決定通知書」という。）」をBさんに配付しました。
Bさんが封筒を開封したところAさん宛てのものであったことから、同日、東区役所へご連絡をいただき、配付誤りが判明しました。
令和2年1月8日（水）午前、区役所職員がBさんを訪問し、文書を回収しようとしたところ、Bさんが決定通知書を紛失されたことが判明しました。
- 4 漏えいした情報
住所、氏名、被保険者番号、本人支払額、給付の種類、支給決定額、支払額、支払先銀行支店、口座名義
- 5 対応
 - ・ Bさんについては、令和2年1月8日（水）午前9時40分ごろ、決定通知書の配付誤りについて謝罪するとともに、紛失された決定通知書の検索を依頼しました。
 - ・ Aさんについては、同日午前10時00分ごろ、区役所職員が訪問し事情を説明のうえ謝罪するとともに、決定通知書を交付しました。
- 6 原因
同一町内で類似した共同住宅名、かつ、同一の部屋番号であり、また、配付前の確認が不十分であったため。
- 7 再発防止策
通達員に対し個人情報の重要性を再度認識させるとともに、配付前に配付物を町名地番順に整理すること、配付時に必ず1通ごとに「声出し」「指差し確認」を行い、配付物の住所・氏名と現地の住所・表札等を確認してから投函することの指導を徹底します。